

東京都美術館映画等撮影取扱要綱

平成 15 年 12 月 1 日

館長決定

東京におけるロケーション活動の円滑化を図り、東京のPRに資する映画、テレビドラマ等の撮影を通じ東京の文化の発信力を高めるといふ、東京ロケーションボックスの設立趣旨に対応するため、東京都美術館における映画等撮影については、以下により取り扱う。

(目的)

第 1 この要綱は、東京都美術館における撮影が、適正かつ円滑に行われることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(撮影承認等)

第 2 撮影の承認は、東京都美術館のPRに資する映画、テレビドラマ及びこれに類するロケーション活動で申請があったもののうち、東京都美術館館長(以下「館長」という。)が適当と認めたものに対して行うものとする。

(撮影の制限等)

第 3 次の事項に該当する場合、館長は撮影を制限し、または許可しないものとする。

- (1)公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- (3)東京都美術館の業務に支障を来すおそれがあると認められるとき
- (4)東京都美術館の資料・展示品・関連施設に悪影響が生ずると認められるとき
- (5)撮影申請者及びその関係者が、本要綱または東京都美術館職員の指示に反するおそれがあると認められるとき
- (6)その他撮影を許可することが適当でないと認められるとき

(撮影の手続き)

第 4 撮影を行おうとする者(以下「撮影申請者」という。)は、「東京都東京都美術館撮影申請書」(別記第 1 号様式)と撮影に係る企画書または台本等関係書類を、原則として撮影予定日の 4 週間前までに提出し、館長の許可を得なければならない。

2 前項の許可をする場合は、「東京都美術館撮影承認書」(別記第 2 号様式)により行う。

(撮影の条件)

第 5 撮影の許可に当たって、次の条件を付すものとする。

- (1)使用料が必要な場所及び観覧料が必要な施設を撮影する場合は、別途使用料・観覧料を支払うこと
- (2)撮影に当たっては、定められた人数、時間の範囲内で行うとともに、館長及び担当職員の指示に従うこと
- (3)撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に養生するとともに、撮影後は原状回復を行

- うこと。また、万一破損等が発生した場合、担当職員の指示により、撮影申請者の責任で修理を行うこと
- (4)撮影に要する電源は、バッテリー等の機材を撮影申請者側で用意すること
 - (5)開館時に撮影を行う場合は、来館者の迷惑にならないよう注意すること
 - (6)閉館時に展示室内で撮影を行う際に照明を使用する場合は、原則として紫外線・赤外線吸収装置を使用のうえ、展示品等に悪影響を及ぼさないようにすること
 - (7)撮影に当たっては、定められた場所以外で喫煙・飲食を行わないこと
 - (8)撮影に当たり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影申請者が責任を負うこと
 - (9)作品のクレジットに撮影協力として、東京都美術館名を明記すること
 - (10)撮影に伴う成果物は東京都美術館に寄贈すること
 - (11)緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、館長及び担当職員の指示に従うこと

(撮影場所)

第 6 撮影は、東京都美術館が認めた場所で行う。

(撮影料)

第 7 別表「東京都美術館撮影等料金表」のとおりとする。

- 2 撮影申請者は、撮影開始 14 日前までに規定の撮影料金を納付しなければならない。
- 3 2 により納付された撮影料金は、撮影申請者の都合により使用を取りやめる場合は返還する。

第 8 の規定により撮影承認が取り消された場合または撮影を中止する場合は返還しない。

- 4 振込に係る手数料は、撮影申請者が負担する。

(撮影の中止)

第 8 館長は、撮影申請者が、第3に定められた制限事項及び第5に定められた条件に違反していると判明した場合は、撮影承認の取消または撮影の中止を命じることができる。

(損害賠償)

第 9 館長は、撮影申請者が東京都美術館の施設等を損傷した場合は、これを修理し、またはその賠償をさせることができる。

(その他)

第 10 本要綱に定めのない事項は別途定める。

附則

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 8 月 12 日より施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

<別記様式 省略>

別 表

東京都美術館撮影等料金表

(平成 19 年 6 月 1 日現在)

撮影種別	撮影場所	撮影時間	料金
スチール撮影 雑誌 商品カタログ 商品広告 ファッション撮影等	エントランスロビー ロビー エントランス前広場 正門広場、等	9 時～17 時 (荷物の搬入・搬出時間も撮影時間に含める)	4 時間未満 25,000 円 4 時間以上 8 時間未満 50,000 円
映像(ムービー)制作 TV・CM 映画 テレビドラマ その他映像撮影			4 間未満 50,000 円 4 時間以上 8 時間まで 100,000 円

注) 上記撮影料金の他に、消費税を加算いたします。